雇用分野におけるポジティブ・アクションについて

一橋大学 中窪裕也

- 1 均等法とポジティブ・アクション
 - ・当初の均等法、1997年改正、2006年改正
 - ・8条 「均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置」を妨げない
 - → 指針 (平成 18 年 10 月 11 日厚生労働省告示第 614 号)
 - 14条 国の援助 5号「前各号の実施状況の開示」
 - ・ポイントは、改善の必要性と、そのための手段
- 2 ポジティブ・アクションの意義
 - ・過去の差別ないし不均衡の是正
 - ・目に見えない不平等の克服 企業内、社会 間接差別との連続性も
 - 結果としてのダイバーシティ
- 3 今日の課題
 - ・積極推進に尽きる 「妨げない」というだけでよいのか? 具体的な方法は多様でありうる
 - ・義務づけ? 入札条件?少なくとも「見える」化、モニターリングの必要性
 - ・働き方そのものの合理化
 - ・経営者の問題も